

# 総合教育臨床センターだより

2020年7月 第4号

## 本年度の教育臨床心理実践拠点の主要な取り組み

総合教育臨床センター長 内田利広

教育臨床心理実践拠点では、本年度も、学校や地域への教育臨床的支援を積極的に展開していく予定です。以下に、主要な取り組みの概略を述べたいと思います。

### 1. 学校や教育委員会への支援

「いじめ防止対策推進法」に基づいて設置されている京都府教育委員会「いじめ防止対策推進委員会」の一員として、本年度も京都府のいじめ対策への支援を行っていきます。

### 2. 地域への支援

センター内の「心理教育相談室」では、地域の子ども・保護者・学校（附属学校含む）などへの教育臨床的支援の一環として、平成12年度から相談活動を行ってきました。昨年度は、年間で実件数63件（延べ回594回）の相談を受けました（表1）。20年近い相談室活動を通して、本相談室は地域から信頼される相談機関になっています。

### 3. 附属学校園への支援

附属学校園の子どもとその保護者及び教職員への支援のために、平成23年度から臨床心理士の資格をもつ「スクールカウンセラー（SC）」を派遣しています。昨年度は、4名のSC（附属桃山小学校・附属幼稚園1名、附属桃山中学校・附属高等学校1名、附属高等学校1名、附属京都小中学校1名）を、週1回程度、各学校に派遣しました（表2）。本年も派遣を継続し、附属学校園への支援を行っていきます。

表1 平成31・令和元年度 京都教育大学 心理教育相談室 相談件数

	不登校	いじめ	非行・しつけ	学業不振	進路・適性	発達の遅れ	対人関係	行動性格情緒	その他	計
相談件数	7	1	1	0	3	1	16	20	14	63
延べ件数	41	3	2	0	75	7	165	200	101	594

## 新型コロナウイルス対策の取り組み

新型コロナウイルスによる安全面の対策のため、4月13日から5月末まで相談業務を休止しておりました。その臨時対応として5月12日から6月末まで、京都府内の子ども（高校生まで）や保護者、教職員、附属学校の関係者を対象とした無料の電話相談（予約制）を、本学の臨床心理士が担当して実施いたしました。

近畿2府4県の緊急事態宣言の解除および本学の授業再開を受け、当相談室は6月2日より相談業務を再開いたしました。事前の検温やマスク着用、アルコール消毒、窓を開けた換気などの対策を徹底し、今後も安心して相談業務を行えるよう努めてまいります。

表2 平成 31・令和元年度 京都教育大学 附属学校園 相談件数

桃山地区スクールカウンセラー（岩瀬佳代子 附属桃山中学校・附属高等学校担当 [年 40 回派遣]）  
平成 31・令和元年度（4 月～3 月）相談全体

	来談者 カウンセリング	教職員 コンサルテーション
実相談件数	54	14
延べ相談件数	150	71



桃山地区スクールカウンセラー（中井裕子 附属高等学校担当 [年 14 回派遣]）  
平成 31・令和元年度（4 月～3 月）相談全体

	来談者 カウンセリング	教職員 コンサルテーション
実相談件数	9	8
延べ相談件数	28	41

桃山地区スクールカウンセラー（金子真理子 附属桃山小学校・附属幼稚園担当 [年 35 回派遣]）  
平成 31・令和元年度（4 月～3 月）相談全体

	来談者 カウンセリング	教職員 コンサルテーション
実相談件数	31	64
延べ相談件数	68	111

京都地区スクールカウンセラー（荒井久美子 附属京都小中学校担当 [年 36 回派遣]）  
平成 31・令和元年度（4 月～3 月）相談全体

	来談者 カウンセリング	教職員 コンサルテーション
実相談件数	36	95
延べ相談件数	90	186

## 心理教育相談室について

個人・家族・学校などの悩みや困った問題について心理的援助を行っています。まずは電話にて、お気軽にご連絡ください。

075-644-8824（月曜～金曜，午前 10 時～午後 4 時）

## 教育臨床心理実践拠点・スタッフ

兼任教員（センター長）教授 内田利広 兼任教員 教授 森孝宏 准教授 西村佐彩子  
非常勤カウンセラー 荒井久美子（月曜） 西山智栄子（金曜）  
相談補佐員 井口遼大（月曜） 西里尚華（火曜） 山下理佳（水・金曜） 安部美里（木曜）

# 特別支援教育臨床実践拠点の取り組みについて



## 1. 障害のある学生に対しての合理的配慮

### (1) 合理的配慮とは

- 障害者の権利に関する条約では、合理的配慮を「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。
- 我国の障害者差別解消法における合理的配慮の規定は、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないとき」にその社会的障壁を除去することとなっています。

### (2) 合理的配慮の内容の決定の手順と留意事項

#### ① 障害のある学生からの申し出

- 合理的配慮の検討は、原則として学生本人（保護者）からの申し出によって始まります。
- 障害のある学生で、配慮が必要であるにもかかわらず、申し出がうまくできない状況にある場合には、本人の意向を確認しつつ、申し出ができるよう支援します。

#### ② 根拠資料

- その学生にとってどのような配慮が有効か、その配慮が妥当かを判断する材料として根拠資料を求めます。根拠資料の例は以下のようになります。

障害者手帳の種別・等級・区分認定
適切な医学的診断基準に基づいた診断書
標準化された心理検査等の結果
学内外の専門家の所見
高等学校・特別支援学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料

これらの全てが必要ということではなく、何らかの資料で機能障害の状況と必要な配慮との関連が確認できるということが求められます。

- 合理的配慮の提供において、根拠資料は必須の条件というわけではなく、支援を提供する側にとって特に負担とならない場合や、特別な資料がなくても支援の必要な状況が明らかな場合等は、根拠資料がなくても問題ありません。

#### ③ 配慮内容の決定と建設的対話

- 合理的配慮の内容を検討する際、大学側が一方的に内容を決めるのではなく、障害のある学生本人の意思決定を重視することが求められます。
- 障害のある学生の困り感やニーズを丁寧に聴き取るとともに、大学等としてできること、できないことを伝えるなど、建設的対話を重ねて双方が納得できる決定がなされるようにします。
- 合理的配慮の決定手続きは、学内規定を定め、それに沿って進めます。また、合理的配慮の内容は、授業担当者や特定の教職員の個人判断ではなく、委員会等で組織として最終的な決定がなされるようにする必要があります。

#### ④ 合理的配慮の内容決定の際の留意事項

- 合理的配慮の内容が妥当かどうかの判断基準として、教育の目的・内容・評価の本質を変えないという原則があります。合理的配慮としてできること、できないことの基準が明確となるよう、これらの本質は明確にして公開される必要があります。
- 具体的には、教育に関する三つのポリシー（ディプロマ・カリキュラム・アドミッション）や授業のシラバスがそれに当たります。
- 各授業においては、事前にどのような配慮が必要か、判断する材料として、シラバスに達成目標、授業の内容、評価方法、評価基準等を具体的に示すことが求められます。

## ⑤ 内容決定の際の留意事項:過重な負担

- 提供する側にとって過重な負担となる場合は合理的配慮とは言えません。しかし、どの程度の負担なら「過重」なのかについては、明確な基準があるわけではありません。
- 授業担当者が個人的に負担と感じるとか、障害学生支援部署の予算が限られているからといった理由のみでは、必ずしも過重な負担とは言えません。「予算がないからこれだけしかできません」と、一方的に結論を伝えるような形は避けたいものです。

## ⑥ 合意形成が難しい場合

- 決定された合理的配慮の内容に学生が納得できない場合や、学生が差別的取扱いを受けたと感じた場合に、相談できる窓口を準備しておく必要があります。
- 相談窓口、調整を行なう部署は、障害のある学生の支援を担当する部署や委員会とは独立していて、中立的な立場で調整が行なえるような第三者組織であることが求められています。また、その組織に「障害者が参加していることが望ましい」とされています。
- 学内に第三者組織が整備されていない場合や、第三者組織で調停ができなかった場合には、障害のある学生が相談できる学外の窓口として、文部科学省高等教育局学生・留学生課、法務省人権擁護局、障害者差別に関する条例を制定する地方公共団体、障害者差別解消支援地域協議会などがあります。

## ⑦ 結果のモニタリング(P・D・C・Aサイクルでの見直し)

- 合理的配慮は、ずっと同じことを続ければよいというものではありません。授業の種類によって、ニーズも異なってきます。学生、教員双方から配慮の結果について聴き取り、必要があれば合理的配慮の内容を変えていくようにしましょう。
- 正式な手続きを踏んで提供された合理的配慮は、卒業後の進路にもつながっていきます。資格試験や教員採用試験なども、実施者が公的機関であれば合理的配慮の提供が法的義務となります。大学等での配慮実績は、こうした試験で配慮を求める際の根拠にもなります。高等学校等から「個別の教育支援計画」が送られているのであれば、それに支援内容を加筆記入して卒業後も役立てられるようにすることも考えられます。引き継がれていなければ、作成することの検討も必要になります。

(日本学生支援機構, 2019.『合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～』を参考に相澤が作成)

## 2. 発達相談について(2019年度)

件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ASD	0	2	5	7	3	5	6	12	6	6	3	0	55
知的障害	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	6
ADHD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
LD	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
未診断	7	14	11	17	4	7	12	11	12	6	5	7	113
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	9	16	16	26	10	14	18	23	18	12	8	7	177

## 3. 発達相談のお申込み方法

子どもの発達・教育相談を行っています。あらかじめ電話でお申込みください。

075-644-8354 (月曜～金曜午前10時～午後3時 \*午後0時30分～1時15分は休憩)

## 4. 特別支援教育実践拠点・スタッフ

専任教員：教授：相澤雅文

兼任教員：教授：藤岡秀樹、准教授：田爪宏二（以上 教育学科）、准教授：牛山道雄、佐藤美幸、丸山啓史（以上 発達障害学科）

相談補佐員：松中修子（月・木）、福井めぐみ（火・水・金）

